

【契約締結前交付書面】

- 上場有価証券等書面
- 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明
- 新規公開株式の契約締結前交付書面

(これらの書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

フィリップ証券株式会社

(2023.12 改正)

上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「手数料表」に記載の売買手数料をいただきます。
- 上場有価証券等を募集等により購入する場合は、当該上場有価証券等の購入対価のみをお支払いただきます。
- 当社が自己で直接の相手方となる売買や上場有価証券等の売買等の媒介等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価をお支払いただきます。また、当社との合意に基づく売買手数料（※2）を別途お支払いただくことがあります。
- 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※3）。
- 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」(※4)）といひます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

レバレッジ型、インバース型ETF及びETNのお取引にあたっての留意点

上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型のETF及びETN(※5)のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。

- レバレッジ型、インバース型のETF及びETNの価額の上昇率・下落率は、2営業日以上の間の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。
- 上記の理由から、レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、中長期間的な投資の目的に適合しない場合があります。
- レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは別途銘柄ごとに作成された資料等でご確認いただく、又は窓口にてお尋ねください。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 上場有価証券等の売出し

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 当社との合意に基づく売買手数料の額は、個別取引契約に基づいて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※4 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※5 「上場有価証券等」には、特定の指標（以下、「原指数」といいます。）の日々の上昇率・下落率に連動し1日に一度価額が算出される上場投資信託（以下「ETF」といいます。）及び指数連動証券（以下、「ETN」といいます。）が含まれ、ETF及びETNの中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が+（プラス）1を超えるものを「レバレッジ型」といい、-（マイナス）のもの（マイナス1倍以内のものを含みます）を「インバース型」といいます。

※6 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

※7 外国の発行者が発行する有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。

該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ

(<https://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) でご確認いただけます。

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面をよくお読みください。

- 当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

◎ 預替手数料について

- ・ (株)証券保管振替機構を通じた当社以外の証券会社等への株式の預け替えについては、次の預替手数料を頂戴いたします。

1 銘柄毎に	預替手数料 (税込み)
1 単元	1,100 円
1 単元以上 1 1 単元未満	1,100 円 + 1 単元毎に 550 円
1 1 単元以上	一律 6,600 円

※ 投資信託受益証券、転換社債型新株予約権付社債、出資証券、優先出資証券及び投資証券の預け替えにつきましても、上記に準じて預替手数料を頂戴いたします。

◎ 口座管理料について

- ・ 有価証券 (外国証券を含む) や金銭のお預かりについては、料金は頂戴しません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。金銭及び有価証券をお預りする場合の口座管理料は必要ありません。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客様が当社の証券取引約款の変更に同意されない場合

手数料表（対面取引）

1. 国内株式委託手数料【株券・ETF（上場投資信託）・REIT（不動産投資信託）】（2）除く

約 定 代 金	委 託 手 数 料
100万円以下	約定代金の 1.26500 % (2,200 円に満たない場合は 2,200 円)
100万円超 500万円以下	約定代金の 0.90750% + 3,575 円
500万円超 1,000万円以下	約定代金の 0.66000% + 15,950 円
1,000万円超 2,000万円以下	約定代金の 0.55000% + 26,950 円
2,000万円超 3,000万円以下	約定代金の 0.41250% + 54,450 円
3,000万円超 4,000万円以下	約定代金の 0.27500% + 95,700 円
4,000万円超 5,000万円以下	約定代金の 0.16500% + 139,700 円
5,000万円超	約定代金の 0.11000% + 167,200 円

※ 単元未満株式の売却手数料は次の計算式により算出します。

$$1 \text{ 単元の委託手数料} \times \text{約定数量} \div \text{当該銘柄の1単元の数量}$$

(2) TOKYO PRO Market 上場銘柄

約 定 代 金	委 託 手 数 料
100万円以下	約定代金の 2.53000 % (4,400 円に満たない場合は 4,400 円)
100万円超 500万円以下	約定代金の 1.81500% + 7,150 円
500万円超 1,000万円以下	約定代金の 1.32000% + 31,900 円
1,000万円超 2,000万円以下	約定代金の 1.10000% + 53,900 円
2,000万円超 3,000万円以下	約定代金の 0.82500% + 108,900 円
3,000万円超 4,000万円以下	約定代金の 0.55000% + 191,400 円
4,000万円超 5,000万円以下	約定代金の 0.33000% + 279,400 円
5,000万円超	約定代金の 0.22000% + 334,400 円

- (ご注意) 1. 上記の手数料は、いずれも消費税込みの総額表示となっております。
2. 円位未満の端数を生じた場合には、端数を切り捨てます。

2. 転換社債型新株予約権付社債手数料

約 定 代 金		委 託 手 数 料		
	100 万円以下	約定代金の	1.10000%	
100 万円超	500 万円以下	約定代金の	0.99000%	+ 1,100 円
500 万円超	1,000 万円以下	約定代金の	0.77000%	+ 12,100 円
1,000 万円超	3,000 万円以下	約定代金の	0.60500%	+ 28,600 円
3,000 万円超	5,000 万円以下	約定代金の	0.44000%	+ 78,100 円
5,000 万円超	1 億円以下	約定代金の	0.27500%	+ 160,600 円
1 億円超	10 億円以下	約定代金の	0.22000%	+ 215,600 円
10 億円超		約定代金の	0.16500%	+ 765,600 円

- (ご注意)
1. 上記の手数料は、いずれも消費税込みの総額表示となっております。
 2. 円位未満の端数を生じた場合には、端数を切り捨てます。

3. 外国株券国内取次手数料

(1) (2)及び(3)に掲げる以外のもの

約 定 代 金		手 数 料	約 定 代 金		手 数 料
100万円未満		1.2650 %	1,100万円以上	1,200万円未満	97,020円
100万円以上	105万円未満	12,650円	1,200万円	1,300万円	103,400円
105万円	110万円	13,090円	1,300万円	1,400万円	109,670円
110万円	115万円	13,640円	1,400万円	1,500万円	116,050円
115万円	120万円	14,080円	1,500万円	1,600万円	122,320円
120万円	125万円	14,630円	1,600万円	1,700万円	128,700円
125万円	130万円	15,070円	1,700万円	1,800万円	134,970円
130万円	135万円	15,620円	1,800万円	1,900万円	141,350円
135万円	140万円	16,060円	1,900万円	2,000万円	147,620円
140万円	145万円	16,610円	2,000万円	2,100万円	154,000円
145万円	150万円	17,050円	2,100万円	2,200万円	160,270円
150万円	160万円	17,600円	2,200万円	2,300万円	166,650円
160万円	170万円	18,590円	2,300万円	2,400万円	172,920円
170万円	180万円	19,580円	2,400万円	2,500万円	179,300円
180万円	190万円	20,570円	2,500万円	2,600万円	185,570円
190万円	200万円	21,560円	2,600万円	2,700万円	191,950円
200万円	220万円	22,550円	2,700万円	2,800万円	198,220円
220万円	240万円	24,530円	2,800万円	2,900万円	204,600円
240万円	260万円	26,510円	2,900万円	3,000万円	210,870円
260万円	280万円	28,490円	3,000万円	3,200万円	217,250円
280万円	300万円	30,470円	3,200万円	3,400万円	225,500円
300万円	325万円	32,450円	3,400万円	3,600万円	233,750円
325万円	350万円	34,870円	3,600万円	3,800万円	242,000円
350万円	375万円	37,400円	3,800万円	4,000万円	250,250円
375万円	400万円	39,820円	4,000万円	4,200万円	258,500円
400万円	425万円	42,350円	4,200万円	4,400万円	266,750円
425万円	450万円	44,770円	4,400万円	4,600万円	275,000円
450万円	475万円	47,300円	4,600万円	4,800万円	283,250円
475万円	500万円	49,720円	4,800万円	5,000万円	291,500円
500万円	550万円	52,250円	5,000万円	6,000万円	299,750円
550万円	600万円	56,100円	6,000万円	7,000万円	324,500円
600万円	650万円	59,950円	7,000万円	8,000万円	349,250円
650万円	700万円	63,800円	8,000万円	9,000万円	374,000円
700万円	750万円	67,650円	9,000万円	1億円	398,750円
750万円	800万円	71,500円	1億円	2億円	423,500円
800万円	850万円	75,350円	2億円	3億円	643,500円
850万円	900万円	79,200円	3億円	4億円	863,500円

(ご注意) 1. 上記の手数料は、いずれも消費税込みの総額表示となっております。
2. 円位未満の端数を生じた場合には、端数を切り捨てます。

900万円	950万円	83,050円	4億円	5億円	1,001,000円
950万円	1,000万円	86,900円	5億円以上		1,138,500円
1,000万円	1,100万円	90,750円	-----		

(2) 米国株式 (NASDAQ、NYSE 及び NYSE Arca 上場銘柄)

円換算後の現地約定代金		手数料	
100万円以下		円換算後の現地約定代金の	1.100%
		(3,300円に満たない場合は3,300円)	
100万円超	500万円以下	円換算後の現地約定代金の	0.990%
500万円超	1,000万円以下	円換算後の現地約定代金の	0.880%
1,000万円超	10,000万円以下	円換算後の現地約定代金の	0.770%
1億円超		円換算後の現地約定代金の	0.330%

(3) シンガポール株式・香港株式・タイ株式・マレーシア株式・インドネシア株式

円換算後の現地約定代金		手数料	
100万円以下		円換算後の現地約定代金の	1.650%
		(3,300円に満たない場合は3,300円)	
100万円超		円換算後の現地約定代金の	1.650%

※ ベトナム株式については、売買代金の2.00%

※ 円換算後の現地約定代金とは、現地における約定代金を当社が定める適用為替レートにより円に換算した金額をいいます。

(3) 現地諸費用

現地の情勢により変動の可能性があるため、ここでは表示いたしません。

なお、現地諸費用は当社負担とします。

(4) 為替手数料 (為替レート)

① 当社が海外の証券会社等と直接取引を行う場合

為替レートは、約定日又は売出し為替決定日の(株)三菱UFJ銀行の公表するTTS/TTBレート及び参考値等を参考に当社でTTM(仲値)を決定します。

ただし、TTM決定後に為替相場に大幅な変動が生じた場合は、当社が指定するレートに変更する場合があります。

通貨	為 替 レ ー ト	
	買 い	売 り
アメリカドル	TTM + 50銭	TTM - 50銭
ユーロ	TTM + 100銭	TTM - 100銭
シンガポールドル	TTM + 83銭	TTM - 83銭
ホンコンドル	TTM + 15銭	TTM - 15銭
タイバーツ	TTM + 8銭	TTM - 8銭

(ご注意) 1. 上記の手数料は、いずれも消費税込みの総額表示となっております。
2. 円位未満の端数を生じた場合には、端数を切り捨てます。

マレーシアリングgit	TTM + 43 銭	TTM - 43 銭
インドネシアルピア (100 ルピアに対して)	TTM + 0.03 銭	TTM - 0.03 銭
ベトナムドン (1000 ドンに対して)	TTM + 20 銭	TTM - 20 銭

② 当社が国内の証券会社に取次ぎを委託する場合

取次ぎを委託する証券会社が決定した為替レートを準用するものとします。

4. 上記以外の商品のお取扱手数料

(1) 新株予約権証券委託手数料

約 定 代 金		委 託 手 数 料	
100 万円以下		約定代金の 1.26500 % (2,750 円に満たない場合は 2,750 円)	
100 万円超	500 万円以下	約定代金の	0.9900% + 2,750 円
500 万円超	1,000 万円以下	約定代金の	0.7700% + 13,750 円
1,000 万円超	3,000 万円以下	約定代金の	0.6325% + 27,500 円
3,000 万円超	5,000 万円以下	約定代金の	0.4125% + 93,500 円
5,000 万円超	1 億円以下	約定代金の	0.2475% + 176,000 円
1 億円超	3 億円以下	約定代金の	0.2200% + 203,500 円
3 億円超	5 億円以下	約定代金の	0.1375% + 451,000 円
5 億円超	10 億円以下	約定代金の	0.1100% + 588,500 円
10 億円超		約定代金の	0.0825% + 863,500 円

(2) 指数先物取引委託手数料【日経平均株価指数先物・東証株価指数先物】

約 定 代 金		委 託 手 数 料	
1 億円以下		約定代金の 0.0880 %	
1 億円超	3 億円以下	約定代金の	0.0660 % + 22,000 円
3 億円超	5 億円以下	約定代金の	0.0440 % + 88,000 円
5 億円超	10 億円以下	約定代金の	0.0220 % + 198,000 円
10 億円超		約定代金の	0.0110 % + 308,000 円

(3) 株価指数オプション取引委託手数料【日経平均株価指数オプション・東証株価指数オプション】

約 定 代 金		委 託 手 数 料	
100 万円以下		約定代金の 4.4000 % (2,750 円に満たない場合は 2,750 円)	

- (ご注意) 1. 上記の手数料は、いずれも消費税込みの総額表示となっております。
2. 円位未満の端数を生じた場合には、端数を切り捨てます。

約 定 代 金		委 託 手 数 料			
100 万円超	300 万円以下	約定代金の	3.3000 %	+	11,000 円
300 万円超	500 万円以下	約定代金の	2.2000 %	+	44,000 円
500 万円超	1,000 万円以下	約定代金の	1.6500 %	+	71,500 円
1,000 万円超	3,000 万円以下	約定代金の	1.3200 %	+	104,500 円
3,000 万円超	5,000 万円以下	約定代金の	0.9900 %	+	203,500 円
5,000 万円超		約定代金の	0.6600 %	+	368,500 円

(4) 有価証券オプション取引委託手数料

約 定 代 金		委 託 手 数 料			
	10 万円以下	約定代金の	4.4000 %		(2,750 円に満たない場合は 2,750 円)
10 万円超	30 万円以下	約定代金の	3.3000 %	+	1,100 円
30 万円超	50 万円以下	約定代金の	2.2000 %	+	4,400 円
50 万円超	100 万円以下	約定代金の	1.6500 %	+	7,150 円
100 万円超	300 万円以下	約定代金の	1.3200 %	+	10,450 円
300 万円超	500 万円以下	約定代金の	0.9900 %	+	20,350 円
500 万円超		約定代金の	0.6600 %	+	36,850 円

5. 信用取引に係る諸費用

(1) 信用取引管理費

1 株あたり 11 銭 (月額・税込み)

※ 単元株制度の適用を受けない銘柄については、1 株あたり 110 円 (月額・税込み)

※ 最低 110 円 (月額・税込み) 最高 1,100 円 (月額・税込み)

(2) 権利処理手数料

権利処理を行なう買方建玉に対し 1 単元あたり 55 円 (税込み)

※ 上限はありません。

(3) 金利・貸株料・品貸料

買い方金利 年率 2.02% (お支払いいただく信用取引の融資にかかる金利)

売り方金利 年率 0.00% (お支払いする信用取引の貸株にかかる金利)

貸 株 料 年率 1.15% (お支払いいただく売り建玉に対する貸株料)

品 貸 料 各証券金融会社発表の品貸料 (いわゆる逆日歩)

※ 上記は、2023 年 3 月末現在の率であり、金利情勢により変更となる場合があります。

(ご注意) 1. 上記の手数料は、いずれも消費税込みの総額表示となっております。
2. 円位未満の端数を生じた場合には、端数を切り捨てます。

6. 口座管理料・その他の手数料

(1) 預替手数料

- ・ (株)証券保管振替機構を通じた当社以外の証券会社等への株式の預け替えについては、次の預替手数料を頂戴いたします。

1 銘柄毎に	預替手数料 (税込み)
1 単元	1,100 円
1 単元以上 1 1 単元未満	1,100 円 + 1 単元毎に 550
11 単元以上	一律 6,600 円

- ※ 投資信託受益証券、転換社債型新株予約権付社債、出資証券、優先出資証券及び投資証券の預け替えにつきましても、上記に準じて預替手数料を頂戴いたします。

(2) その他の手数料

- ・ 証明書等の作成・発行手数料

顧客勘定元帳 (写) 発行手数料	1 年分につき	1,100 円
取引証明書発行手数料	1 通につき	1,100 円
残高証明書発行手数料	1 通につき	1,100 円

- ・ 登録済加入者情報開示請求手数料

当社を通じて(株)証券保管振替機構に登録済加入者情報の開示を請求した場合	1 回につき	1,650 円
--------------------------------------	--------	---------

- ※ 口座管理料

有価証券 (外国証券を含む) や金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。

(2023 年 12 月 1 日現在)

- (ご注意)
1. 上記の手数は、いずれも消費税込みの総額表示となっております。
 2. 円位未満の端数を生じた場合には、端数を切り捨てます。

新規公開株式の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、新たに金融商品取引所に上場される株式（以下「新規公開株式」といいます。）のお取引を行っていただく上での上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 新規公開株式のお取引は、主に募集又は売出しの取扱い等により行います。
- 新規公開株式は、国内外の事業会社が発行する株式であり、金融商品取引所への上場後は、株式相場の変動や当該事業会社等の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・ 新規公開株式を購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- ・ 新規公開株式のお取引にあたっては、株式相場等の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

有価証券の発行者等の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- ・ 新規公開株式の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

新規公開株式のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 新規公開株式のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

新規公開株式に係る金融商品取引契約の概要

当社における新規公開株式のお取引については、以下によります。

- 新規公開株式の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 新規公開株式の売出し

金融商品取引契約に関する租税の概要

新規公開株式の募集または売出しに際して課税はされません

なお、上場後の株式に係る課税は次のとおりです。

個人のお客様に対する上場株式の課税は、以下によります。

- 上場株式の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 上場株式の配当金は、原則として、配当所得として申告分離課税の対象となります。

法人のお客様に対する上場株式の課税は、以下によります。

- 上場株式の譲渡による利益及び配当金については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において新規公開株式のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります
お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金をお預けいただけます。
- ご注文いただいた新規公開株式のお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送による場合を含みます。）

○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は日本証券業協会のホームページ (<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>) でご確認いただけます。

当社の概要

商号等	フィリップ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第127号
本店所在地	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 4-2
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人 金融先物取引業協会 一般社団法人日本STO協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	9億5,015万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和19年4月
連絡先	本店：03-3666-2101 足利支店：0284-73-1191 ウェルスマネジメント大阪営業所：06-6357-5500 本店別館：03-4589-3300

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 4-2

電話番号：03-3669-4341

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005 (FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分(祝日を除く)